

# 団体自転車補償プラン

(賠償責任補償特約付帯 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険)

団体割引

**10%****交通傷害****賠償責任**

(示談交渉サービス付)

**自転車事故による相手方への賠償や交通事故によるご自身のケガへ充実した補償をご提供します。**



■ ご加入できる方	前田道路株式会社の役員・社員ご本人とそのご家族のみなさま
■ 保険期間	2022年3月1日～2023年3月1日（午後4時）までの1年間
■ 保険料のお支払い	2022年5月給与より毎月
■ お手続き方法	所定の加入依頼書に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、 <u>2月15日（火）必着</u> 株式会社ニチユウ 保険部 宛にご提出ください。
■ お問い合わせ先	株式会社ニチユウ 保険部 TEL 03-6666-1444

## 1. ご加入プランと保険料表

交通事故の補償に加え、**高額賠償事故への備えを充実しました。**  
賠償責任保険金額は**2億円**をご用意しており、安心です♪

補償対象者： JH1=被保険者本人としてご記名いただいた方（以下、ご本人）、JF1=ご本人、ご本人の配偶者、JK1=ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
※ 賠償責任補償は、記名被保険者本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子

ご契約プラン： 「JH1」：交通事故傷害保険、「JF1」・「JK1」：ファミリー交通傷害保険

概要： 「交通事故によるケガ」に該当する事故は、交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険として下表の金額のお支払いとなります。  
日常生活に起因する賠償責任事故は国内・国外問わず補償され、国内のみ示談交渉サービスが付帯されます。

	JH1	JF1	JK1
	本人型	夫婦型	家族型
死亡・後遺障害保険金額		300万円	
入院保険金日額		3,000円	
通院保険金日額		1,500円	
賠償責任保険金額		2億円	
月払保険料	430円	650円	950円

※ 上記保険料は、当年度の被保険者数が100名超になると見込み、団体割引10%を適用したものです。今年度の被保険者が100名に達しなかった場合は、団体割引率が変更となり、保険料も変更されます。

自転車事故であっても  
ケースによっては

**高額な賠償判決も！ 約9,520万円**

**自転車事故を起こした小5児童の母親に約9,520万円の賠償命令**

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。神戸地裁は寝たきりとなった女性の喪失利益や介護費など、児童の母親側へ約9,520万円の賠償を命じた。

（神戸地方裁判所、2013年7月4日判決）



**日常生活の事故で相手に損害を与えてしまった場合、  
高額な損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。**

## 2. 事故事例について

### 傷害事故例（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）

日本国内・国外を問わず、交通事故または乗物火災等、下記のような事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）がケガをされたときに保険金をお支払いします。



※急激かつ偶然な外來の事故によるケガがお支払いの対象です。

### 賠償責任事故例（特約 ※国内のみ示談交渉サービス付）

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



＜示談交渉サービスについて＞

- この補償の対象となる国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の同意が必要となります。
- 賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

## 3. 被保険者の範囲について

### 被保険者について

被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲は下表のとおりです。

下記の統柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人 <sup>*1</sup>	配偶者	その他ご親族 <sup>*2</sup>
ご家族でご加入の場合	ファミリー交通傷害保険	○	○
ご夫婦のみでご加入の場合	ファミリー交通傷害保険+夫婦特約	○	○
ご本人のみでご加入の場合	交通事故傷害保険	○	—
賠償責任	特約 <sup>*3</sup>	○	○

\*1…加入者証記載の被保険者（本人）の方をいいます。

\*2…ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3…ご本人のみ、ご夫婦のみでご契約の場合でも、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま（下宿されている学生など）」が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

<「同居」となる場合の例>

- ・同一敷地内の別棟（台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。）に住んでいる場合
- ・病院に一時的に入院されている場合など

<「同居」とならない場合の例>

- ・単身赴任、海外赴任している場合
- ・介護施設に永続的に入所されている場合など

## 4. 保険金のお支払いについて<sup>\*1</sup>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	交通事故等 <sup>*2</sup> によりケガ <sup>*3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	交通事故等 <sup>*2</sup> によりケガ <sup>*3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	交通事故等 <sup>*2</sup> によりケガ <sup>*3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。
	手術保険金	交通事故等 <sup>*2</sup> によりケガ <sup>*3</sup> をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術 <sup>*4</sup> を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 <sup>(注)</sup> に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。
	通院保険金	交通事故等 <sup>*2</sup> によりケガ <sup>*3</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは含まれません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 <sup>*6</sup> を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等 <sup>*7</sup> を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。
(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。			
●被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ（交通事故傷害保険の場合） ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手段などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ <sup>*5</sup> ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上で整理作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>(注)</sup> のないものなど			

<p><b>賠償責任保険金（賠償事故解決特約付帯）</b></p> <p>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合      ○被保険者*（保険の補償を受けられる方）本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故      ○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故      *被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りません。</p> <p style="text-align: center;"><b>保険金の額 = 損害の額 - 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額</b></p> <p>(注4) 訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。</p>	<p>損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額      (注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。      (注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。      (注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。      ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合      ②他の保険契約の支払責任額      ③他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合      ④次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。      ●ご加入者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任      ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任      ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任<sup>*5</sup>      ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。）      ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任      ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任      ●心神喪失に起因する損害賠償責任      ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任      など</p>
---	---

※1 この保険は保険期間中の交通事故等によるケガを補償の対象とする商品です。病気は補償の対象となりません。

※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物（自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など）との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物（自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など）の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外來の事故<sup>(注)</sup>
- 乗客として駅などの乗降場構内の改札口を入ってから出までの乗降場における急激かつ偶然な外來の事故<sup>(注)</sup>
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

(注) 「急激かつ偶然な外來の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突然的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外來性=身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しみやけ、くずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗じょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外來の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

この保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります（スケートボード、キックボード、ストライダー等）。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

## 5. その他

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112 [通話料無料] [受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

### もしも事故が起こったら…

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」0120-044-077 [通話料無料]

### 【お問い合わせ先】

取扱代理店	引受保険会社
株式会社ニチュウ 保険部 〒108-0071 東京都江東区枝川 2-13-1 TEL: 03-6666-1444	共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 営業第三課 〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6 TEL: 03-3504-0824 営業時間: 9:00～16:45 <a href="https://www.kyoekasai.co.jp/">https://www.kyoekasai.co.jp/</a>

A21-1819-20221206